

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

平成 30 年 3 月
国土交通省
自動車局

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業における運転者の睡眠時間の不足による事故の防止を一層推進するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）等について、所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案の概要（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

3. 意見募集期間

平成 30 年 3 月 2 日（金）～平成 30 年 3 月 31 日（土）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-annzenn-shourei-suimin@ml.mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ F A X

F A X 番号 03-5253-1636

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課 森本、熊本

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41623）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	